

「事業選定方法」について

1. 事業の選定基準

- ①市単独事業（国や県の補助金を受けていない事業）
- ②令和元年度以前に開始された事業（過去3年以上の実績があるもの）

①②に該当する事業のうち、下記のいずれかに当てはまる事業

- ・費用対効果に見合わない、もしくは費用対効果が見えにくい事業
- ・対象者が限定され、固定されている事業
- ・過去には公の実施のみであったが、現在は民間事業者でも実績があり、市が実施する理由が明白ではない事業
- ・開始当初の目的や意義が失われており、継続的に実施している事業

2. 事業の選定方法

- ・全庁へ照会
- ・財務情報課にてピックアップ

3. 年間選定事業数

- ・概ね3事業